



# 豊後大野市住民税均等割のみ課税世帯 支援給付金（10万円/1世帯）のご案内

- 物価高騰による負担増を踏まえ、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、支援給付金 **（1世帯あたり10万円）** を支給します。

対象世帯：基準日（令和5年12月1日）時点で豊後大野市に住民票がある世帯で、令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯  
ただし、「世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯」は対象外です。

## 給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

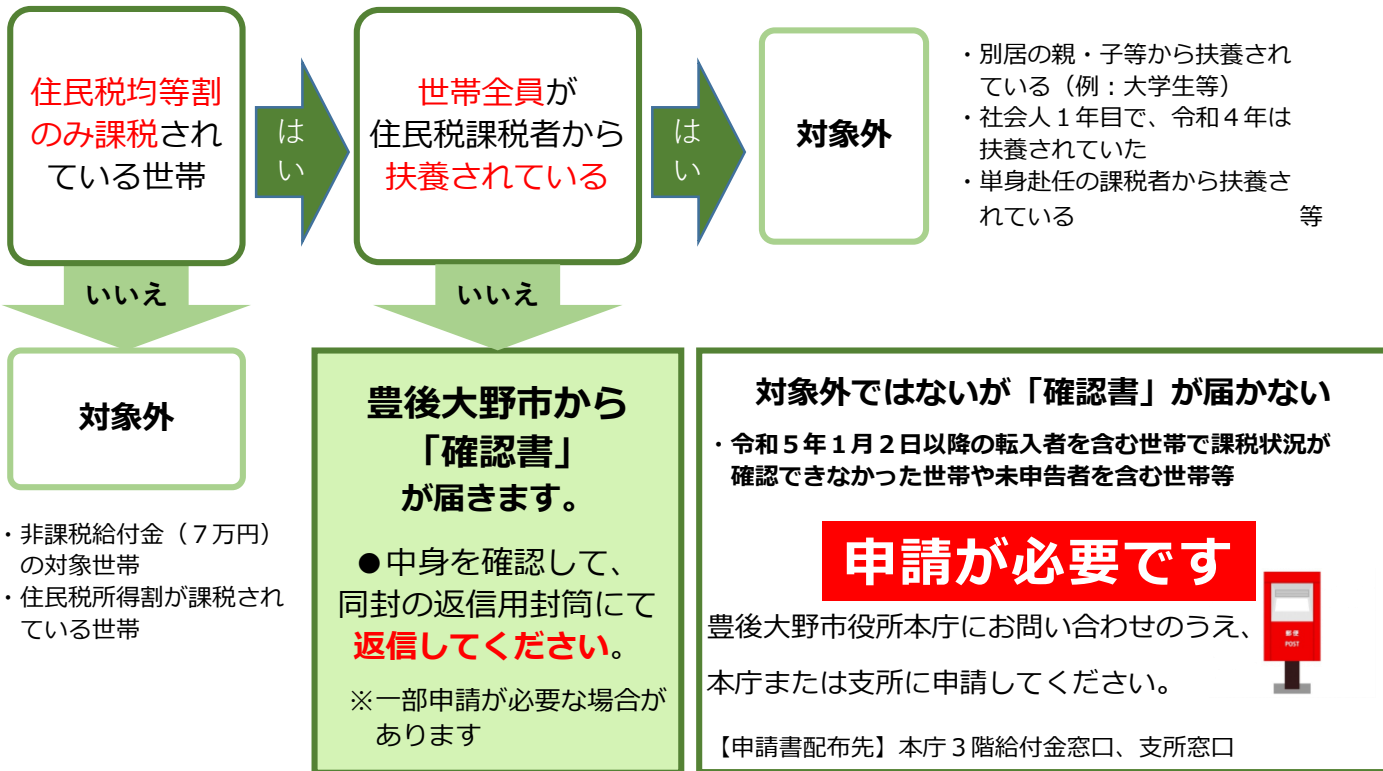
## 給付金の支給時期

豊後大野市が確認書(または申請書)を受理した日から**3週間後**が目安です。

## 支給対象世帯確認フローチャート

住民税が均等割のみ課税されている世帯とは

令和5年度住民税が均等割のみ課税されているものだけで構成されている世帯もしくは、均等割のみ課税されているものと非課税者で構成されている世帯



**返送・申請期限：令和6年5月31日（金）※消印有効**

### お問い合わせ

豊後大野市 支援給付金コールセンター

**0120-635-065**

受付時間 8:30~17:15

豊後大野市役所 社会福祉課支援給付金担当

**0974-22-3093**

※土日・祝日は除きます